

令和5年度  
匝瑳市人・農地プラン策定検討会  
資料

令和5年8月

匝瑳市人・農地プラン策定検討会  
会長の選任について

会長	
団体名（役職）	
氏名	

## 協議事項1 地域計画について

### (1) 地域計画とは

改正された農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行され、この中で、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めることが明記された。これを受け、匝瑳市においても、現状の「人・農地プラン」を令和6年度末までに「地域計画」に移行する。

年度	名称	策定数
H24～R1	人・農地プラン（当初）	1（市全域）
R2～R6	実質化された人・農地プラン	12（小学校区）
R7～（予定）	地域計画	12（予定）

### (2) 地域計画策定に向けた進め方及び工程等

1	協議の場の設置、協議結果の取りまとめ・公表（省略可能な場合あり）
2	目標地図の素案作成を農業委員会に依頼
3	地域計画（案）を作成し、地域単位での説明会を実施
4	意見を反映させた地域計画（案）を策定検討会で協議し、市に報告
5	地域計画の策定・公告

### (3) 匝瑳市における地域計画

①策定エリアは現在の人・農地プランを土台とし、12エリアを想定。

※椿エリアは、千葉県から重点サポート地区に設定されており、他エリアより先行して策定する予定。

②令和5年度は、千葉県が実施する話し合いのためのコーディネートや助言等を行う専門家派遣を活用し、計画策定を進める。

### (4) 懸念事項について

①目標地図（素案）作成に係るシステム構築の遅れ

②計画策定後の農地法3条による権利設定関係について

## 協議事項2 今後の策定スケジュールについて

資料2を参照。